

このたびの能登半島地震により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
現在、事業者様を対象に講じられている支援制度についてお知らせします。

○令和6年能登半島地震 事業者向け主な支援制度

小矢部市商工立地振興課

◎富山県なりわい再建支援補助金【国・富山県】

- ・ 目的 工場・店舗等の施設や、生産機械等の設備の復旧費用を補助し、復興事業計画に基づいて復興に取り組む中小・小規模事業者等を支援
- ・ 受付期間 2月28日（水）から3月15日（金）まで
※2次募集は4月中旬を予定。以後、継続的に募集を実施
- ・ 補助対象者 中小企業・小規模事業者等
- ・ 補助対象経費 工場・店舗等の施設・生産機械等の設備の復旧費用
- ・ 補助率 4分の3以内
- ・ 補助上限 富山県内の事業者 3億円
- ・ 遡及適用 あり



[富山県／富山県なりわい再建支援補助金 \(pref.toyama.jp\)](#)

【問い合わせ】 富山県 被災事業者復旧等支援窓口 電話 076-444-3962
※ 詳しくは、富山県ホームページをご確認ください。

◎小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）【国】

- ・ 目的 生産設備や販売拠点が大規模な損害を受け、顧客や販路の損失という状況に直面している小規模事業者等が、事業の再建に向けた経営計画を自ら策定し、商工会の支援を受けながら取り組む販路開拓等の事業再建を支援
- ・ 受付期間 2月29日（木）（当日消印有効）まで
※2次公募以降のスケジュールは、追って公表予定とのこと
- ・ 補助対象者 小規模事業者等
- ・ 補助対象経費 機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など
- ・ 補助率 3分の2（一定の要件を満たす事業所は定額補助）
- ・ 補助上限 200万円（自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合）
100万円（震災に起因して売上げ減少の間接的な被害を受けた場合）
- ・ 遡及適用 あり

(全国商工会連合会 HP)

【問い合わせ】 小矢部市商工会 電話 0766-67-0756

[令和5年度補正予算 小規模事業者持続化補助金 災害支援枠（令和6年能登半島地震） \(shokokai.or.jp\)](#)



◎小矢部市被災事業者支援助成金【小矢部市】

- ・ 目的 令和6年1月1日に発生した能登半島地震により被害を受けた市内の事業者に対し、事業の復旧と継続に要した経費の一部を支給
- ・ 助成対象者 市内の事業者（大企業、中小企業、小規模事業者、個人事業主など）
- ・ 助成対象経費 地震による被害を受けた事業所等の復旧と継続に要した次の経費
(1) 被害を受けた事業所の修繕費用
(2) 事業の用に供する設備及び備品の修繕又は更新費用など
- ・ 助成率 2分の1（1,000円未満切り捨て）
- ・ 助成上限 3万円

【問い合わせ】 小矢部市 商工立地振興課 電話 0766-67-1760

※ 助成対象者や添付書類、その他詳細は、小矢部市ホームページをご確認ください。

【助成金】 [小矢部市被災事業者支援助成金](#) | [小矢部市公式ホームページ \(city.oyabe.toyama.jp\)](#)

